

兵庫県
保険医協会

明石支部ニュース



No. 298
2018・4・15
投稿歓迎!

兵庫県保険医協会明石支部 支部長 吉岡 巖
神戸市中央区海岸通一丁目二番三二号
神戸フコク生命海岸通ビル五階
TEL 078078-1801
FAX 393393-1802

診療報酬改定研究会に200人超参加

診療報酬引き上げ求め声あがる

4月からの診療報酬・介護報酬改定にあたって、協会は各支部にて新点数の研究会を実施。明石支部では3月22日(木)と27日(火)に、それぞれ歯科と医科の研究会を開催した。歯科の研究会では、原淳一朗先生が司会及び講師、谷端美香理事、川村雅之副理事長が講師を務め、医科の研究会では吉岡巖支部長が司会、西山裕康理事が講師を務めた。

医師や事務スタッフなど合計216人が参加し、診療報酬点数改定の要点について深めた。また両会場にて参加者らは、「診療報酬の10%以上の大幅引き上げ」と「患者窓口負担の引き下げ」を求める決議を採択。「診療報酬改善と大幅引き上げを求める要請書」も呼びかけ、多くの声を集めた。「要請書」に寄せられた声を紹介する。



医科(上)、歯科(下)の会場には多くの参加者が集まった

医師という専門職の技量を評価するのが初診療と再診料なので、その額がまだまだ低すぎると思います。(医師)

人件費が上がっているのに点数が上がらない。物価が上がっているのだから、基本診療料を上げてほしい。(歯科医師)

18歳以下の医療費を無料にして、医療格差をなくし、安心して病院に行けるようにしてください。(医療事務)

国家予算を軍備拡大に使うのではなく、必要な医療の充実にあてるように望みます。(医療事務)

★お寄せ下さい！診療報酬改善の声★

協会では、4月に厚生労働省への要請を予定しております。要請に向けて、皆様の診療報酬改善・引き上げを求める声を、是非お寄せ下さい。

2018年度医科診療報酬改定 解説①

初・再診料の妊婦加算、機能強化加算

4月1日から実施された診療報酬改定について、数回に渡って改定内容を解説していく。第1回目となる今号では、初・再診療の妊婦加算および機能強化加算について解説する。

妊婦加算の算定

妊婦加算は初診もしくは再診を行った際に算定できる。診療科を問わず、また感冒など妊娠に直接関係ない疾病で受診した場合も算定できる。なお、2科目初診・2科目再診に対しては算定できない。

表：妊婦に対する加算点数一覧

①初診料(282点に以下の点数を加算)

時間内	75点
時間外	200点
休日	365点
深夜	695点
時間外特例	345点

②再診料(72点に以下の点数を加算)

時間内	38点
時間外	135点
休日	260点
深夜	590点
時間外特例	250点

また休日加算や夜間加算などについて、妊婦に対して診察を行った場合も、それぞれ通常より高い点数を算定できるとされた。産科や産婦人科を標榜する医療機関において、標榜時間内に夜間・休日・深夜に初診・再診を行った場合、産科・産婦人科特例加算を加算できるようにになった。点数の一覧は表を参照。

妊婦加算の対象

妊婦加算は、医師が診察の上、妊婦であると判断した場合に算定可能

であり、必ずしも妊娠反応検査の実施や母子健康手帳の確認は必要ではない。ただし診察の際に妊婦であることの確認を行っているおらず、後日妊婦が確認された場合は、さかのぼって算定することができない。 ※厚労省事務連絡(2018年3月3

日) 疑義解釈資料の送付について(その1)」を改定の上で抜粋。

機能強化加算

機能強化加算は、初診を行った際のみ算定できる(80点・要届出)。診療科は問わず、以下の①～④のいずれかを届け出している医療機関において算定できる。

- ① 地域包括診療加算
- ② 地域包括診療料
- ③ 小児かかりつけ診療料
- ④ 在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料(ただし在宅療養支援診療所、支援病院のみ)

また算定にあたっては、健康相談の結果に係る相談、保健・福祉サービスに関する相談、夜間・休日の問い合わせへの対応を行っている旨を、院内に掲示する必要がある。

小児かかりつけ診療料や、小児科外来診療料(①～④を届け出ている場合に限る)を算定する患者の、初診時にも算定できる。

詳しい改定の内容は『医科点数表改定のポイント』をご覧ください。医科の点数に関する問い合わせは、以下までご連絡ください。

TEL 078-393-1803

